判決 平成14年7月26日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第1225号 覚せい剤取締法違反被告事件

> 被告人を懲役1年6月に処する。 未決勾留日数中140日をその刑に算入する。

(罪となるべき事実)

被告人は、Aと共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年10月12日午後9時30分ころ、兵庫県三木市a町bc丁目d番地のeB株式会社月極駐車場において、被告人が、フェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する覚せい剤結 晶粉末の水溶液を、同所に駐車中の自動車内にいる前記Aの身体に注射し、もっ て、覚せい剤を使用したものである。

(証拠の標目

(省略)

(補足説明)

被告人が、本件日時場所において、Aと一緒にいたこと及びAがその際注射の 方法により覚せい剤をその体内に摂取して使用したことについては、被告人も争っ ていないし,前掲各証拠によっても間違いがないと認められるところ,弁護人は, 証人Aの当公判廷における供述(以下「A証言」という。)が被告人から注射して もらって本件覚せい剤使用をした旨いうところは信用できず、被告人の当公判廷に おける供述等(以下「被告人の公判供述等」という。)がAは自ら注射して本件覚せい剤使用をした旨いうところの方が信用性が高いと主張するので、当裁判所が前示のとおり認定した理由について、以下補足して説明をする。
2 前掲各証拠によれば、以下の事実、すなわち、

- ① 被告人とAは、本件当時、いずれも兵庫県三木市内に居住し、Aの父親Cが
- 同市内で経営するDにおいて、ともに型枠大工として働いていたこと ② 被告人とAは、本件当日、仕事が終わってから、Aの運転する自動車(E) で一緒に神戸市内に行くことになったこと
- ③ 被告人は、三木市内を出発後、車内から携帯電話で覚せい剤の密売人である Fと連絡を取り、神戸市内のGH駅近くにあるパチンコ店で待ち合わせをし、Hに Fと連絡を取り、神戸市内のGH駅近くにあるパチンコ店で待ち合わせをし、Hに 到着後、また携帯電話で連絡をして同店に赴き、Fと会ったこと
- ④ Fは、覚せい剤事犯で服役し仮出獄した後、C方に一時居住していたことか ら、Aもよく知っているものであって、Aは、Fが、本件当時、GI駅近くにある 「ホテル」」に住んでいると聞いていたこと
- ⑤ 被告人とAは、被告人が覚せい剤を入手後、神戸市内において、ともに覚せ い剤を注射使用してから、前記自動車で三木市内に戻り、Dの自動車であるKを取 りに行って、被告人が同車を運転し、Aが前記自動車(E)を運転して、本件犯行現場である月極駐車場に行き、そこでもまたともに覚せい剤を注射使用したこと
- が間違いのない事実として認められる。 A証言は、概略、「本件当日神戸市内に行ったのは食事をするためであった 被告人の雰囲気から覚せい剤を買いにパチンコ店「L」に入ったと思い、被告 人が戻ってから聞くとそうだったので、自分も使用してみたいと頼んだところ、被告人ははじめ嫌がっていたが、しつこく頼んで承諾してもらった。そこで、ふたりして同店の2階の男子トイレに行き、大便用の個室内で、被告人から覚せい剤を左腕の時間第の内間に対対している。 腕の肘関節の内側に注射してもらったが、あまり効き目がないようであったので、 被告人にそう言うと、被告人から「もう一度やってみるか。」と言われ、再度ふた りしてパチンコ店「L」の2階の男子トイレに行き、大便用の個室内で、被告人か ら覚せい剤を右腕に同様に注射してもらったところ、今度は効き目があり、髪の毛 ら見せい削を右腕に向縁に注射してもらったところ、今度は刻さ日かあり、髪の毛が逆立ち、体が軽くなったように感じた。食欲が全くなかったため、食事をしないまま三木市内に帰ることにしたが、その途中、少し気分が悪くなったので、もう一度先ほどと同じような気分を味わいたいと思い、被告人に注射をしてくれるように頼んだところ、被告人は「やってみるか。」と言ってくれた。本件犯行現場である月を駐車場では、自分がEの運転席に座っていると、被告人がKから降りたとはよりである。 てきたので、運転席側のドアを開け外側に体を向けて左腕を出し、被告人から注射 してもらったところ、頭がジンジンするような効き目があった。覚せい剤を使用し たのは本件当日が初めてである。」旨いうのである。

これに対し、被告人の公判供述等は、概略、「本件当日の朝ラジオで競馬の元 騎手が覚せい剤事犯で捕まった話をしていたのを聞いて、覚せい剤が話題になり、

AとふたりでHに覚せい剤を買いに行く話しになった。覚せい剤の密売人であるFと携帯電話で連絡を取り、GH駅近くのパチンコ店でFと会い、「ホテル」」の何号室かに行けと言われて行き、そこでFから連絡を受けていた別の人物から覚せい剤を買った。覚せい剤を持って自動車に戻り、Aに発進するように言い、M交差点近くの人通りの多い道路に停車させて、その自動車の中でそれぞれ覚せい剤を注射して使用し、その後ふたりして三木市内に戻った。本件犯行現場である月極駐車では、自分がKから降りて、Aの乗っているEの助手席に乗り込み、Aが運転席、自分が助手席で覚せい剤水溶液を作り、それぞれ自分で注射して使用した。残ら自分とともに30回くらい覚せい剤を買いに行って一緒に使用しており、本件当日が初めてなどということはない。」旨いうのである。

(なお、前記2で認定した事実とこの被告人の公判供述等によれば、被告人にはAの本件覚せい剤使用についての共謀共同正犯ないしは幇助犯が成立するとも考えられるが、本件公訴事実は、被告人がAに本件覚せい剤を注射して使用したとの実行共同正犯についてのものであるから、その成否について、以下検討することとする。)

4 そこで、A証言と被告人の公判供述等の相違点について、そのいずれが信用できるかを次に検討する。

そこで、Aの覚せい剤使用歴が本件当日までにどの程度あったのか及びAに

覚せい剤を注射したのが被告人かΑ自身かについて、次にみてみることにする。 Aの父親であるCは14,5年前まで覚せい剤を使用していたものであり、 また覚せい剤事犯で服役し仮出獄中のFがC方に一時居住していたのに加え、Dに は覚せい剤の常用者である被告人が本件の1年8か月くらい前から稼働していたの であって,先にみたように,Aは,本件当日,被告人と一緒に神戸市内に覚せい剤 を買いに行ったとみられるのであるから、これらのことからすると、被告人の公判 供述等がいうように、Aが本件の1年くらい前から覚せい剤使用を繰り返していた としても、決しておかしくはないと思われる。しかし、A証言は、覚せい剤を使用 したのは本件当日が初めてである旨いい、また証人Cの当公判廷における供述(以 下「C証言」という。)は,Aが覚せい剤を使用しているのではないかと思うよう な状態になったことは本件までなかった旨明言しているところ、被告人の公判供述 等のいうように、Aが1年くらいの間に30回くらい覚せい剤を買いに行っていたというのであれば、その使用回数はそれよりもずっと多くなると考えられるのであ るから、Aと同じ家に住み、仕事も一緒で、覚せい剤使用経験のあるCがそれに気 付かないはずはないと思われる。被告人の公判供述等は、CはAが覚せい剤を使用していることに薄々気付いていたが、Aはシンナーをしているとごまかしていたな どというのであるが、覚せい剤かシンナーかは顔つきや様子、注射痕や臭いなどから容易に区別がつくと考えられるのであり、そのようなごまかしがCに通用すると は思われない。そして、CがAの本件覚せい剤使用を知ったときの非常な怒り方か らすれば、CがAの覚せい剤使用に気付いておりながら、それを放置していたとは 考え難い。被告人の公判供述等は、CがFから覚せい剤を買ってやるように言われ たし、Cから頼まれてFから覚せい剤を買ってきてやったことがあるなどともいうのであるが、CがAの本件覚せい剤使用を知ったときの被告人に対する激しい怒り 方をみると、被告人の公判供述等のいうところは到底信じられないところであって、C証言がいうように、Cは14,5年前に覚せい剤を止めていたとみる方が自然 かつ合理的である。しかも、被告人の公判供述等のいうように、Aが本件の1年く らい前から覚せい剤の注射使用を繰り返していたというのであれば、個人差はある にせよ、その両腕の肘関節の内側辺りに多数回の使用を窺わせるような注射痕があ ってもおかしくはないと考えられるが、Aの両腕の肘関節の内側辺りには、本件当日の注射使用によるものと思われる注射痕以外の注射痕の存在は認め難いのである。もっとも、Aには本件の翌日に覚せい剤使用の影響によると思われる幻聴・幻 覚が生じているところ、弁護人は、一般に幻聴・幻覚は覚せい剤の慢性中毒者に現 れる精神症状であるから、そのことがAが覚せい剤の常用者であることを裏付けて いるというのである。しかし、覚せい剤によっていつどのような精神症状が生じる かは、非常に個体差の大きいものであって、Aが、本件当日、そのいうところによ れば3回、被告人のいうところによっても2回、短時間のうちに覚せい剤使用をしていることからすれば、Aに前記のような幻聴・幻覚が生じたことをもって、Aが覚せい剤の常用者であることが裏付けられているとまでいうわけにはいかない。そ

うだとすると、Aの覚せい剤使用歴が本件当日までにどの程度あったのかについては、A証言のいうところの方が被告人の公判供述等よりも信用性が高いとみるべきであって、Aが覚せい剤を使用したのは本件当日が初めてであると認めるのが相当

5 以上のとおりであるから、被告人がAに本件覚せい剤を注射してその使用に及んだことは間違いがないと認めることができる。

(法令の適用)罰条 刑法60条, 覚せい剤取締法41条の3第1項1号, 19条宣告刑 懲役1年6月

未決勾留日数の算入 刑法21条(140日)

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、被告人が覚せい剤を共犯者に注射して使用したという事案であるが、被告人は、平成8年ころから覚せい剤の自己使用を繰り返しただけでなく、今回は共犯者に覚せい剤を注射してやって使用に及んだものであって、被告人の覚せい剤に対する親和性・依存性の程度には強いものがあるだけでなく、それを未成年者の共犯者にまで用いているのであるから、覚せい剤の社会に及ぼす害悪の大きさを考えばせると、犯情はよるなく、被告人の刑事責任は軽くないといわざるを得る。

また、被告人は、平成12年2月に窃盗未遂、窃盗罪により懲役1年3月、3年間刑執行猶予の判決を受けていて、本件は、その執行猶予期間中の犯行であることや、被告人は、捜査段階の当初はアリバイ主張をし、それが虚偽であることが発覚するや、共犯者に注射してやったことを否認するなど、供述を変遷させながら、自己の罪責を免れようとしていることも、量刑上看過できないところである。

してみると、被告人には覚せい剤事犯による前科がないこと、被告人が本件で約9か月間身柄拘束を受けていることなどの、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、主文の刑はやむを得ないところである。

(検察官の科刑意見 懲役2年) よって、主文のとおり判決する。 平成14年7月26日

神戸地方裁判所第12刑事係甲

裁判官 森 出 安 廣